

みんなでささえる 国保会計



～70歳から74歳の方の窓口負担見直しについて～

●見直しの趣旨

70歳から74歳で一定の所得がある方以外は、窓口負担は法律上2割となっていますが、これまでは特例措置で1割負担とされていました。

平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

見直しにあたっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。



●見直し内容

| | |
|--|---|
| <p>平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方</p> <p>(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)</p> | <p>①69歳まで医療機関での窓口負担が3割の方は、70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の方は誕生日の月から）の診療分から2割になります。</p> <p>例えば、平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割になります。</p> <p>②窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。</p> <p>③平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方でも、一定の所得がある方はこれまでどおり窓口負担は3割です。</p> |
| <p>平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方</p> <p>(誕生日が昭和19年4月1日までの方)</p> | <p>①すでに70歳になっていて医療機関の窓口負担1割で受診している方は、平成26年4月以降も1割のまま変わりません。窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。</p> <p>②昭和19年3月2日～4月1日生まれの方は、平成26年3月の診療は3割負担ですが、4月の診療分から1割負担になります。</p> <p>③平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方でも、一定の所得がある方はこれまでどおり窓口負担は3割です。</p> |

医療機関を受診する時には、かならず保険証と高齢受給者証を一緒に提示してください。

○お問い合わせ 【本 庁】 住民課 国保係 ☎43-2800(直通)
【佐賀支所】 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3111(直通)